次世代育成支援対策推進法に基づく

「基準適合一般事業主」として認定されました

本学は,次世代育成支援対策推進法施行に伴い,国立大学法人愛知教育大学次世代育成支援行動計画 (計画期間 2005年9月21日~2008年3月31日)を策定し,このたび,この計画に定めた目標を達成したことにより,「基準適合一般事業主」として認定されました。

この認定を受けるためには、法令で定める以下の1~8までの全ての基準を満たす必要があり、本学の次世代育成支援対策が推進されたことの証明となりました。

認定基準 1 雇用環境の整備について,行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。

認定基準 2 行動計画の行動期間が,2年以上5年以下であること。

認定基準 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。

認定基準 4・5 計画期間内に,男性の育児休業等取得者がおり,かつ,女性の育児休業等取得率が70% 以上であること。

認定基準 6 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。

認定基準 7 次の から のいずれかを実施していること。

所定外労働の削減のための措置

年次有給休暇の取得の促進のための措置

その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

認定基準 8 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

本学は,国立大学法人愛知教育大学次世代育成支援行動計画(第二期)(計画期間 2008年4月1日~2012年3月31日)を策定し,さらに次世代育成支援対策を進めることとしています。



